

## 「福岡市禁煙協力店・施設」の募集について

健康増進法の施行により、学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店など多数の人が利用する施設の管理者は、受動喫煙の防止に努めるよう定められました。

今回、飲食店、ホテル、医療機関など多くの市民が集まり、利用する施設等で、受動喫煙によるたばこの健康への悪影響を防ぎ、市民の健康づくりを支援するため、市民自らが利用を選択できるような情報提供や、事業者への意識啓発等を目的として、受動喫煙防止対策に取り組む施設等を応援する「福岡市禁煙協力店・施設」登録事業を開始し、参加事業者等を募集いたします。

### (1) 「福岡市禁煙協力店・施設」の登録要件

「福岡市禁煙協力店・施設」になることを希望する施設・店舗等の管理者は、以下の要件に該当するよう、禁煙に取り組み、実施する必要があります。(下表の「区分」、「チェック項目」をご覧ください。)

区 分	チェック項目
1 敷地内禁煙	・施設を含む敷地内での喫煙を全面的に禁止している。
2 建物内禁煙	・建物内での喫煙を全面的に禁止している。
3 室内禁煙	・建物内の事務所、飲食店など壁や扉等で仕切られた一定の空間、室内での喫煙を禁止している。
4 時間帯禁煙	・建物内の事務所、飲食店など壁や扉等で仕切られた一定の空間、室内での喫煙を時間帯を区切って禁止しており、適切な排気設備を備えている。

### (2) 申し込み方法

- ・所定の申込書に必要事項を記入のうえ、住所区の保健福祉センターに、持参、郵送またはFAXでお申し込みください。
- ・手続きは無料です。

### (3) 調査

- ・書類による審査を基本とします。
- ・職員が電話などで禁煙の取り組み状況の確認をさせていただく場合があります。

### (4) 結果通知

- ・審査結果を文書で通知するとともに、福岡市指定の「福岡市禁煙協力店・施設マーク」を送付します。
- ・名簿に登録し、福岡市及び健康づくりセンターのホームページに「福岡市禁煙協力店・施設」として公表し、取り組みをPRします。